

令和3年改訂版

第2次北九州市いきいき長寿プラン
＜認知症支援分野＞

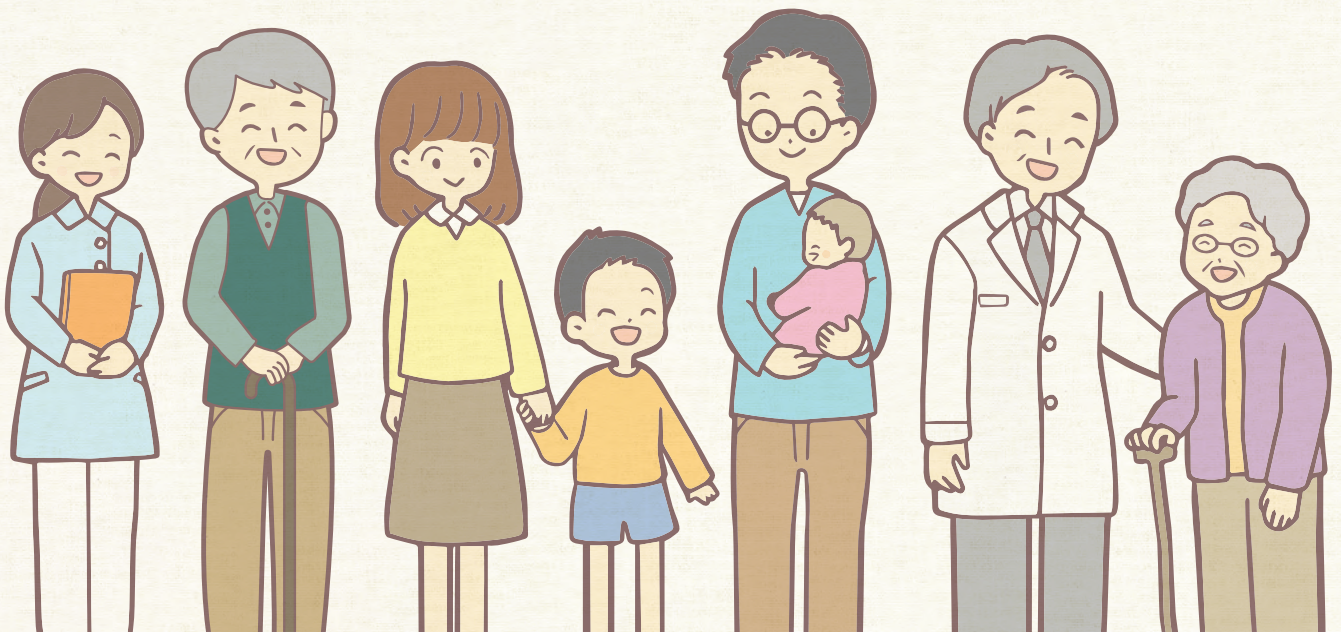
北九州市 オレンジプラン

概要版



市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、
誰もが安心して暮らせる

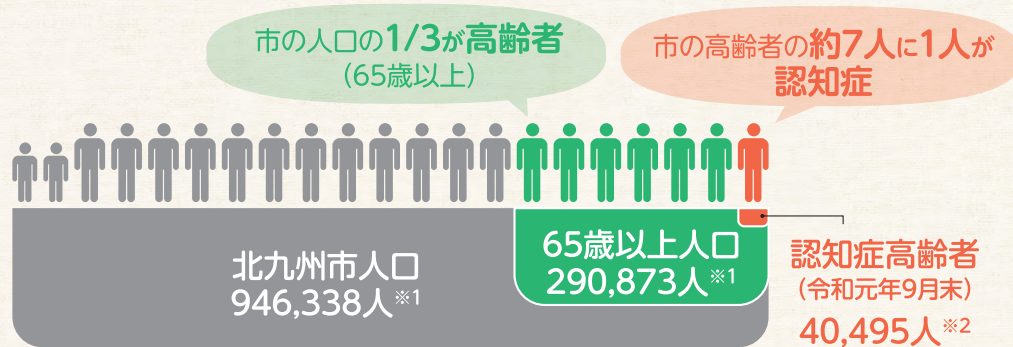
『みんなで支えあうまち』を目指します



北九州市オレンジプランとは？

(北九州市認知症施策推進計画)

政令市の中でもっとも高齢化が進んでいる本市においては、認知症に関する取組みは喫緊の課題となっています。



※1 住民基本台帳 令和2年3月31日

※2 認知症高齢者:要介護認定において、認知症自立度Ⅱ以上と判定された人(65歳以上)

そのため、平成27年3月に、北九州市オレンジプランを策定し、地域全体で認知症の方を見守り・支え・安心して生活できる社会の構築のため、様々な施策に取り組んできました。

この度、令和元年6月に国がとりまとめた「認知症施策推進大綱」や、コロナ禍による社会情勢の変化などを踏まえ、令和3年3月に改訂しました。

(計画期間:令和3年～令和7年)

認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)

基本的考え方

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら

「共生」※1 と「予防」※2 を車の両輪として施策を推進

※1 「共生」とは、認知症の人が、**尊厳と希望を持って認知症とともに生きる**、また**認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる**という意味

※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「**認知症になるのを遅らせる**」「**認知症になっても進行を緩やかにする**」という意味

詳しくは

北九州市オレンジプランをご覧ください

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/28000005.html>

北九州市トップページ > 暮らしの情報 > 福祉・人権 > 高齢者支援 > 認知症に関すること > 北九州市オレンジプラン



認知症に関する意識調査・実態調査のまとめ

北九州市では、認知症及び若年性認知症(65歳未満で発症する認知症)の人とそのご家族の生活状態を把握することで、課題を抽出し、今後の支援・検討への基礎資料とするため令和2年度に調査を実施しました。

本人からの発信

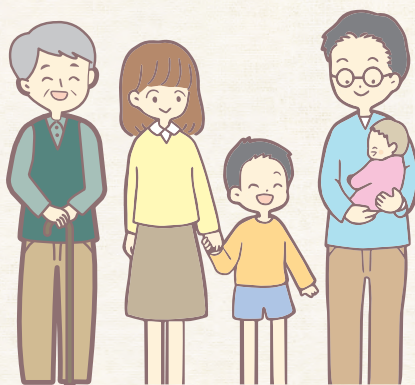
認知症の本人が自身の思いなどを発信する活動について、「関心がない」が75.6%、「関心がある」が16.9%となっています。

認知症の予防意識

認知症に関して不安がない人や、日常生活に支障がない人の予防意識については、「自宅でも出来る簡単な予防活動があれば取り組みたい」が5割弱(49.3%)と最も多く、「予防活動等に取り組む必要を感じない」は(21.2%)となっています。

介護の負担感

家族等の介護者の介護の負担感については、「やや負担である」(32.0%)「かなり負担である」(19.3%)をあわせて5割強(51.3%)の人が負担を感じています。



近所への説明

近所の人への認知症の症状や状態の説明については、「伝えている」が52.5%となっており、「伝えていない」(30.0%)を上回っています。

認知症の人の 行方不明の経験

認知症(疑い含む)の人が行方不明になったことが、「ある(1~2回)」は15.6%、「ある(3回以上)」は2.5%で、あわせて2割弱(18.1%)の人が行方不明になったことがあると回答しています。

若年性認知症の 人の状況

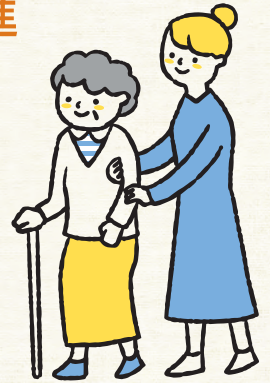
診断名はアルツハイマー型認知症が48.3%と最も多く、ついで血管性認知症、前頭側頭型認知症となっています。また、仕事に就いていた人は21.7%で、53.3%の方が要介護認定を受けていました。

北九州市オレンジプランの概要

1 認知症への理解を深め、「やさしい地域づくり」の推進

誰もが当事者になりうる認知症について、地域で見守り、支えあう、やさしい地域づくりを目指します。

- 認知症サポーターの養成に取り組みます。
- 認知症サポーターによる具体的な支援の仕組みづくりを検討します。
- 認知症の人が自らの言葉で自身の思いなど発信できる場を設けます。



2 認知症の人の生活を支える医療・介護体制の構築

認知症の人が住み慣れた地域で生活を続けていくために、医療・介護などの関係機関の連携を推進します。

- 「ものわすれ外来」を設置します。また、認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。
- 認知症疾患医療センターや地域包括支援センター、介護事業所、在宅医療・介護連携支援センターなどの連携体制づくりに取り組みます。
- 医師、歯科医師、薬剤師、医療従事者の対応力向上のための研修を行います。



3 認知症の人や家族を支える相談・支援体制の強化

認知症の本人の最も身近な介護者である家族の生活と介護の両立を支援していきます。

- 認知症介護家族交流会の開催や認知症・介護家族コールセンターを設けます。
- 位置探索サービスやSOSネットワークシステムなど、早期発見につながる仕組みを設けます。
- 認知症カフェ同士の連携強化やコロナ禍における認知症カフェのあり方の検討をします。



4 認知症予防の充実・強化

認知症予防の可能性がある取組みを推進します。

- 認知症予防について、市民に啓発します。また、高齢者が身近に通える場などの拡充に取り組めます。
- 認知症支援・介護予防センターを中心にさらなる認知症予防・介護予防の取組みを推進します。



5 若年性認知症施策の強化

若年性認知症の人は、経済的な問題や重複介護など、若年期特有の特徴があるため、必要に応じた支援を行ないます。

- 本人やご家族、支援者向けのハンドブックを作成・配布するほか研修会を開催します。
- 若年性認知症支援コーディネーターを中心に連携体制づくりに取り組みます。

6 地域・民間・行政が一体となった認知症対策の推進

住み慣れた地域で安心して生活するには、地域・民間・行政が共通認識を持ち、認知症の人やその家族を支援することが重要です。

- 初期段階でのニーズ把握やいきがい支援など、認知症本人・家族の視点を重視した取組を進めます。
- 地域・民間・行政が協働することで、認知症の正しい理解の促進や行方不明者の搜索等に繋がられるよう、偏見や誤解をなくすための環境づくりに取り組みます。



7 権利擁護・虐待防止の充実・強化

高齢者の権利を擁護する取組みを推進します。

また、虐待の早期発見から対応・見守りまでの一貫した虐待防止に取り組めます。

- 認知症高齢者等の権利擁護のため、成年後見制度の利用環境の整備を進めます。
- 虐待の相談窓口である地域包括支援センターの周知を図ります。

北九州市地域包括支援センター

「ものわすれが気になる」「認知症の症状について聞いてみたい」など、
認知症に関する相談はお近くの地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。

令和3年8月

区	相談受付窓口 (設置場所)	センター名	所在地	市民専用フリーダイヤル	電話番号	担当地域の目安(小学校区)
門司	・区役所 ・出張所	門司 1	松ヶ江出張所 ^(※) (吉志新町2-1-1)	0120-049233	481-1028	大積、白野江、柄杓田、 松ヶ江北、松ヶ江南
		門司 2	門司区役所 (清滝1-1-1)	0120-283233	331-2041	小森江東、田野浦、港が丘、 門司海青、門司中央
		門司 3	大里出張所 ^(※) (大里原町12-12)	0120-329233	391-2017	小森江西、大里東、大里南、 大里柳、西門司、萩ヶ丘、藤松
小倉北	・区役所	小倉北1	小倉北区役所 (大手町1-1)	0120-079033	562-2515	足原、霧丘(小倉南区を除く)、 桜丘、寿山、富野
		小倉北2		0120-127033	562-2516	藍島、足立、貴船、小倉中央、三郎丸、 中島、城野(小倉南区を除く)
		小倉北3		0120-259033	591-3014	到津、井堀、中井、西小倉、日明、 高見(八幡東区を除く)
		小倉北4		0120-853033	591-3015	泉台、今町、清水、 南丘(小倉南区を除く)、南小倉
小倉南	・区役所 ・出張所 (東谷 出張所を 除く)	小倉南1	曾根出張所 ^(※) (下曾根4-22-1)	0120-349433	475-7392	朽網、曾根、曾根東、田原、貫、東朽網
		小倉南2	小倉南区役所 (若園5-1-2)	0120-794433	923-7039	葛原、高蔵、沼、湯川、吉田
		小倉南3		0120-803433	952-5128	北方、城野(小倉北区を除く)、横代、 若園、霧丘(小倉北区を除く)
		小倉南4		0120-086533	923-7052	企救丘、広徳、志井、徳力、長尾、守恒、 南丘(小倉北区を除く)
		小倉南5	両谷出張所 ^(※) (徳吉西3-7-1)	0120-189533	451-3109	市丸、合馬、長行、新道寺、すがお
若松	・区役所 ・出張所	若松 1	若松区役所 (浜町1-1-1)	0120-192133	751-5281	赤崎、小石、修多羅、深町、藤木、古前、 若松中央
		若松 2	島郷出張所 ^(※) (鴨生田2-1-1)	0120-259133	701-1035	青葉、江川、鴨生田、高須、花房、二島、 ひびきの(八幡西区を除く)
八幡東	・区役所	八幡東1	八幡東区役所 (中央1-1-1)	0120-719133	663-3305	祝町、枝光、高槻、高見(小倉北区を除く)、 槻田、ひびきが丘
		八幡東2		0120-835133	661-5132	大蔵、河内、皿倉、花尾(八幡西区を除く)、 八幡
八幡西	・区役所 ・出張所	八幡西1	折尾出張所 ^(※) (光明1-9-22)	0120-379733	601-5402	赤坂、浅川、医生丘、折尾東、本城、光貞、 ひびきの(若松区を除く)
		八幡西2	八幡西区役所 (黒崎3-15-3 コムシティ内)	0120-512733	644-7623	永犬丸、永犬丸西、折尾西、則松、八枝
		八幡西3		0120-618733	621-5032	青山、穴生、熊西、竹末、萩原、引野
		八幡西4		0120-729733	621-5053	黒畑、黒崎中央、筒井、鳴水、 花尾(八幡東区を除く)
		八幡西5	上津役出張所 ^(※) (上下津役4-8-1)	0120-059833	611-5063	大原、上津役、塔野、中尾、八見
		八幡西6	八幡南出張所 ^(※) (茶屋の原1-6-1)	0120-139833	617-2752	池田、香月、楠橋、木屋瀬、千代、星ヶ丘
戸畑	・区役所	戸畑 1	戸畑区役所 (千防1-1-1)	0120-209833	861-2166	あやめが丘、戸畑中央、中原
		戸畑 2		0120-199533	861-2165	一枝、大谷、鞘ヶ谷、天籟寺、牧山

(※) 各区役所の地域包括支援センターでも相談を受け付けております。

認知症・介護家族コールセンター

認知症のご本人やご家族、高齢者を介護しているご家族等が抱える不安や悩みなどを
介護経験者が電話でお聞きします

0120-142-786
(または 093-522-0150)

相談日時：火曜日から土曜日 10時～15時(年末年始、祝休日はお休み)
面接による相談も受け付けています(要事前予約)